

日火連短信

令和3年4月30日第173号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する周知依頼が3件ありましたので、お知らせします。

会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素より、新型コロナウイルス感染防止対策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

1. 令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態が宣言され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)活用や大型連休中の休暇取得の促進等により感出勤者数7割削減を目指すこと」とされたところです。

当省所管団体においても労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいたところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について下記のURLで取りまとめさせていただきましたので、ご参照いただき、ご活用していただけますと幸いです。

特に、下記リンク先にごございます別添1の「職場における感染防止対策の実践例～取組の5つのポイント～」のチェックリストや別添4-2の「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る職場における集団感染事例」は、ご参考になる部分も多いと存じますので、ご活用いただき、感染拡大抑制にご協力いただけますと幸いです。

【別添資料:URL】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html

【参考資料:URL】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

2. 令和3年2月26日付け事務連絡により通知したとおり、令和3年5月以降の取り扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされておりましたので、お知らせいたします。

5月1日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域の催物の開催制限等については、当面6月末まで現行の目安を継続することとなります。

感染状況に応じたイベントの開催制限等の概要は別紙1、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和3年4月23日付けの事務連絡の目安の継続をお願いいたします。

添付資料

【事務連絡】 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について.pdf

参考資料

①令和3年2月26日付け事務連絡: 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

②令和3年4月23日付け事務連絡: 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

③令和2年11月12日付け事務連絡: 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf?20201113

④令和3年2月4日付け事務連絡: 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

3. 4月28日、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に現行の29カ国(※)に加え、以下の国・地域を新たに指定する措置が公表されました。

(1) アメリカ(テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州)

(2) インド

(3) ペルー

(※) 現行29カ国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ(オンタリオ州)、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

変異株流行国・地域から入国・帰国する場合、出国前検査証明や誓約書の提出に加え、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目(入国した次の日を1日目として起算)の検査の実施が必要です。

入国後3日目の検査にて陰性と判定された場合、自宅等待機に移行し、指定施設での待機と併せて14日間の待機を求められることとなります。

詳細は、以下の厚労省 HP を御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

本措置導入は、日本人の帰国時及び在留資格保持者の再入国時の対応に影響を与えるものです。

貴団体におかれましては、以上の内容が広く認知されるよう、会員企業・団体等に御周知頂けますと幸いです。お忙しいところ恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）

=====

経済産業省 産業保安グループ

鉾山・火薬類監理官付 企画調整係

中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512

（電話案内の後 18-32225）

=====